

様式5の8

糖尿病透析予防指導管理料 高度腎機能障害患者指導加算に係る  
届出書添付書類

報告年月日： 年 月 日

本指導管理料を算定した患者数 (期間： 年 月～ 年 月)	①	名
①のうち、eGFR <sub>Cr</sub> 又は eGFR <sub>Cys</sub> (mL/分/1.73 m <sup>2</sup> ) が 30 未満であったもの	②	名
②のうち、①の算定時点から 3 か月以上経過した時点で、血清クレアチニン又はシスタチン C が①の算定時点から不変又は低下しているもの	③	名
②のうち、①の算定時点から 3 か月以上経過した時点で、尿たんぱく排泄量が①の算定時点から 20%以上低下しているもの	④	名
②のうち、①で eGFR <sub>Cr</sub> 又は eGFR <sub>Cys</sub> を算出した時点から前後 3 月時点の eGFR <sub>Cr</sub> 又は eGFR <sub>Cys</sub> を比較し、その 1 月あたりの低下が 30%以上軽減しているもの	⑤	名
③、④、⑤のいずれかに該当する実患者数	⑥	名
⑥/②		%

[記載上の注意]

1. ①の期間は、報告月の 4 月前までの 3 か月間とする。

例：令和 4 年 1 0 月 1 日の届出

↓

令和 4 年 4 月～同年 6 月

2. ⑤の計算は、以下の例を参考にされたい。

例 1：

算出年月日	2 月 1 9 日	5 月 1 9 日	8 月 1 9 日
eGFR <sub>Cr</sub> (mL/分/1.73 m <sup>2</sup> )	33. 7	28. 6	25. 6

→前 3 月では (33. 6-28. 6) / 3 月=1. 67/月、

後 3 月では (28. 6-25. 6) / 3 月=1. 00/月

(1. 67-1. 00) / (1. 67)=40%で、1 月あたりの低下が 30%以上軽減となるため

該当。

なお、日付は±1週間の範囲で変動しても差し支えない。

例2

算出年月日	2月12日	5月19日	8月12日
eGFR <sub>Cr</sub> (mL/分/1.73 m <sup>2</sup> )	33.7	28.6	25.6

→2月12日から5月19日は3月より長く、5月19日から8月12日は3月より短い、±1週間の範囲であるため、例2と同様に計算する。